

本庄市男女共同参画審議会の運営について（案）

第1 趣旨

本庄市男女共同参画審議会規則第8条の規定に基づき、本庄市男女共同参画審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議録の調製について（本庄市男女共同参画審議会規則 第5条）

- 1 会議録は、議長が署名した日をもって確定するものとする。
- 2 会議録の公表は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

第3 傍聴人の定員について（本庄市審議会等傍聴規則 第2条）

- 1 傍聴人の定員は、10人とする。